

通期決算短信等の様式・作成要領の改定について

この様式・作成要領の改定は、新TDnet稼動（平成20年7月上旬予定）後に提出される決算短信・中間決算短信に適用されます。

【通期決算短信の改定】

従来の通期決算短信の様式・作成要領について、四半期報告制度の導入や新TDnetの稼動等に伴い、内容の改定を行います（下線部分が今回、訂正を行った部分です。なお、内容の簡単な補足や読みやすくするための修正については、この一覧表には含めていません。）

なお、これらの改定を反映させた通期決算短信様式・作成要領を添付していますので、別添3をご確認ください。（網掛けを施した部分が今回、訂正を行った部分です。）

なお、この改定については、「連結財務諸表作成会社のみ」と記載された事項を除き、連結財務諸表作成会社・連結財務諸表非作成会社の共通事項です（連結財務諸表非作成会社の場合は「第2四半期連結累計期間」、「連結財務諸表規則」、「連結貸借対照表」及び「連結業績予想」をそれぞれ「第2四半期累計期間」、「財務諸表等規則」、「貸借対照表」及び「業績予想」と読み替えてください。）

四半期報告制度の導入に伴う改定

四半期報告制度の導入に伴い、通期決算短信の様式・作成要領のうち、以下の部分について改定を行います。

改定前	改定後
決算短信様式 2. 配当の状況 1株当たり配当金	
中間期末	第2四半期末
サマリー情報 配当の状況（1株当たり配当金）・配当基準日欄とその順序	
中間期末	第2四半期末
サマリー情報 配当の状況（特別な場合における記載方法）・普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合の記載方法	
中間期	第2四半期
サマリー情報 配当の状況（特別な場合における記載方法）・普通株式と権利関係の異なる種類株式を発行している場合の記載方法	

1株当たり配当金				配当金総額 (百万円)
基準日	中間期末	期末	年間	
	円 銭	円 銭	円 銭	
A種株式				
×年×月期				
○年○月期				
年 月期 (予想)				

1株当たり配当金					
(基準日)	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
A種株式					
×年×月期					
○年○月期					
○年○月期 (予想)					

サマリー情報 連結業績予想 (売上高、営業利益、経常利益、当期純利益) ・対前期(対前年同四半期)増減率

当期(当期中間期)の実績値

当期(当第2四半期連結累計期間)の実績値

定性的情報・財務諸表等 経営方針 (開示の省略)

(中間決算短信、追加決算発表資料(経営方針)を含む。)

(追加決算発表資料(経営方針)を含む。)

定性的情報・財務諸表等 経営方針 (継続して開示を省略した場合の「開示の省略」に関する取扱い)

4期連続して決算短信において開示を省略し、かつ、5期連続して中間決算短信において開示を省略している項目については、

4期連続して決算短信において開示を省略している項目については、

新 TDnet 稼動に伴う改定

新 TDnet の稼動(平成20年7月初旬予定)に伴い、その仕様に合わせて通期決算短信の様式・作成要領のうち、以下の部分について改定を行います。

改定前	改定後
【全般】 (ヘッダーへの会社名等の記載等)	
決算短信の2ページ目以降の各ページ	決算短信の各ページ(サマリー情報は除く。)
サマリー情報 全般 (サマリー情報の様式)	
2ページ目(1ページ目)に移動させることも行わないでください。	2ページ目(1ページ目)に移動させることは、システム上行うことができません。
サマリー情報 ヘッダー ((財)財務会計基準機構会員マークの掲載)	
1ページ目の右上部分に、(財)財務会計基準機構の会員マークを掲載してください。 TDnet 開示資料作成機能によりサマリー情報(PDFファイル)を作成する場合、会員マークが自動的にPDFファイルに表示されます。また、TDnet 開示資料作成機能をご利用されない場合も、(財)財務会計基準機構ホームページ(http://www.asb.or.jp/)から会員マークファイルをダウンロードし、添付してください。	1ページ目の右上部分に、(財)財務会計基準機構の会員マークを掲載してください(TDnetを通じてサマリー情報(PDFファイル)を作成する場合、会員マークが自動的にPDFファイルに表示されます。)。また、2ページ目以降にも、(財)財務会計基準機構ホームページ(http://www.asb.or.jp/)からダウンロードした会員マークを掲載しても構いません。
サマリー情報 表題部分等 (配当支払開始予定日)	

未定の場合は、「未定」と記載してください。 期末配当を行わない場合は、欄を削除してください。	期末配当を行わない場合は、空欄としてください。 なお、決算発表日後に支払開始日の変更が行われた場合においても、変更した旨の開示は必須ではありません。
サマリー情報 配当の状況（１株当たり配当金） ・配当基準日欄とその順序	
様式では、便宜上、第１四半期末、中間期末、第３四半期末、期末の４つの基準日欄を記載していますが、前期、当期、次期のいずれにおいても配当基準日としない日の欄は、削除できます。なお、年間欄は、無配であっても削除できません。 〔記載例〕中間期末（第２四半期末）及び期末のみを配当基準日とする場合 （記載例は略）	また、各四半期末日又は期末日以外の日に配当を行った場合には、配当の状況に関する記載欄の欄外にその旨を記載するとともに、別途「サマリー情報」の次ページ（３ページ目を新設）に記載欄を設けて記載してください。 第１四半期、第２四半期、第３四半期、期末の４つの基準日欄については、前期と当期のいずれにおいても配当基準日とはしない場合においても削除することはできません。また、年間欄についても削除することはできません。
サマリー情報 配当の状況（１株当たり配当金） ・配当を行わない基準日の記載方法	
配当を行わない場合（次期にあっては配当を行わない予想である場合）には、「－」を記入してください。ただし、年間欄については、「０円 ００銭」と記載してください。	配当を行わない場合（次期（予想）欄にあっては、配当を行わない予想である場合）には、「０円 ００銭」を記入してください。また、定款において基準日が定められていないため、配当を行わない期間については「－」を記入してください。 ただし、配当予想額をやむをえず未定とする場合は、「－」を記入し、欄外に当該期間について配当予想額が未定である旨を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由並びに予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。
サマリー情報 連結業績予想（全般） ・予想指標	
_____	（連結業績予想欄に入力しきれない場合は、「サマリー情報」の次ページ（３ページ目を新設）に欄を設けて記載してください。）
サマリー情報 連結業績予想（全般） ・予想期間	
（この場合、第２四半期連結累計期間の欄は、削除してください。）この場合、欄外に第２四半期連結累計期間の予想を行っていない旨及びその理由を記載してください。	（この場合は第２四半期連結累計期間の業績予想欄には「－」を記載してください。）また、この場合においては、連結業績予想に関する記載欄の欄外に第２四半期連結累計期間の予想を行っていない旨を記載するとともに、「経営成績」の「次期の見通し」にその理由を記載してください。
サマリー情報 連結業績予想（全般） ・予想期間	

この場合、欄外に通期の業績予想の開示に代えて翌四半期の業績予想の開示を行う旨及びその理由を記載してください。	この場合、欄を削除し(「平成 年 月期の連結業績予想」の表題は削除しない。)、表題の下に通期の業績予想の開示に代えて翌四半期の業績予想の開示を行う旨を記載し、「サマリー情報」の次ページ(3ページ目を新設)に欄を設けて翌四半期の業績予想を記載してください。その上で、「経営成績」の「次期の見通し」において、通期の業績予想の開示に代えて翌四半期の業績予想の開示を行う理由を記載してください。
---	--

その他の改定

その他、平成20年3月公表の四半期決算短信の作成要領と整合を取ることや、連結財務諸表等規則等や財務諸表等規則の改正により財務諸表の様式が変更されたことなどにより、通期決算短信の様式・作成要領のうち、以下の部分について改定を行います。

改定前	改定後
サマリー情報 表題部分等 (有価証券報告書提出予定日)	
_____	当期に係る有価証券報告書について、決算発表日現在における提出予定日を記載してください。 なお、決算発表日後に提出日の変更が行われた場合においても、変更した旨の開示は必須ではありません。
サマリー情報 連結経営成績など (1株当たり当期純利益)(潜在株式調整後1株当たり当期純利益)	
サマリー情報 連結業績予想 (売上高、営業利益、経常利益、当期純利益) ・1株当たり当期純利益	
「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)に従い算出してください	「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に従い算出してください
サマリー情報 連結経営成績 (1株当たり当期純利益)(潜在株式調整後1株当たり当期純利益)	
サマリー情報 配当の状況 (前期・当期・次期の順序)	
前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載してください	前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、株式分割等を行った旨を記載してください
サマリー情報 連結経営成績 (自己資本当期純利益率)	
サマリー情報 連結財政状態 (純資産)(自己資本比率)(自己資本)	

純資産の部合計	連結貸借対照表上の「純資産合計」
サマリー情報 連結経営成績（総資産経常利益率）	
サマリー情報 連結財政状態（総資産）	
資産の部合計	連結貸借対照表上の「資産合計」
サマリー情報 連結財政状態（1株当たり純資産）	
「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に従い算出してください	「一株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に従い算出してください
サマリー情報 配当の状況（前期・当期・次期の順序）	
（前期・当期・次期の順序）	（各期の順序） 表題の変更
サマリー情報 配当の状況（各期の順序）	
前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載	前期欄及び当期欄（株式分割等実施前）については、株式分割等を行った場合においても、前期又は当期の数値をそのまま記載
サマリー情報 配当の状況（1株当たり配当金）・配当予想金額の記載方法	
レンジ形式で予想を記載しても構いません。	レンジ形式で予想を記載することも認められます。
サマリー情報 連結業績予想（全般）・予想数値に関する取扱い	
レンジ形式による開示で構いません。	レンジ形式による開示も認められます。
サマリー情報 連結業績予想（全般）・予想数値に関する取扱い	
欄外に、特定の数値による予想が困難であるためレンジ形式での開示を行っている旨及びその理由を記載し、「経営成績」の「次期の見通し」において、変動幅の上限・下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について説明してください。	連結業績予想に関する記載欄の欄外に、特定の数値による予想が困難であるためレンジ形式での開示を行っている旨を記載してください。その上で、「経営成績」の「次期の見通し」において、その理由及び変動幅の上限・下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について説明してください。
サマリー情報 連結業績予想（全般）・やむを得ず業績予想の開示ができない場合の開示方法等	
この場合、欄を削除し（「3. 年 月期の連結業績予想」の表題は削除しない。）現時点では業績予想を開示できない合理的な理由並びに期末・四半期末に近づき予想の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。	この場合、欄を削除し（「3. 年 月期の連結業績予想」の表題は削除しない。）表題の下に業績予想の開示ができない旨を記載した上で、「経営成績」の「次期の見通し」において、現時点では業績予想を開示できない合理的な理由並びに期末又は四半期末に近づき予想の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。
サマリー情報 連結業績予想（売上高、営業利益、経常利益、当期純利益）・1株当たり当期純利益	
株式分割等による株式数の増加・減少が予定されている	分母の期中平均株式数を算定するにあたり、株式分割等

場合には、可能な範囲で当該増加・減少を反映した次期の期中平均株式数を基に算出してください。当該増加・減少を反映した株式数を基に算出した場合には、その旨及び計算上の根拠を２ページ目の特記事項記載欄に記載してください。	による株式数の増加・減少が予定されている場合には、可能な範囲で当該増加・減少を反映させて算定を行ってください。また、当該増加・減少を反映した期中平均株式数を基に１株当たり（予想）当期純利益を算出した場合には、その旨及び期中平均株式数の算定上の根拠を「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」の欄に記載してください。
サマリー情報 その他 発行済株式数（普通株式）	
_____	なお、記載は１株単位で行ってください。
サマリー情報 （参考）個別業績の概要 個別業績 （全般） 連結財務諸表作成会社のみ	
純資産の部合計	貸借対照表上の「純資産合計」
定性的情報・財務諸表等 経営成績 全般 （次期の見通し）	
_____	レンジ形式により業績予想の開示を行っている場合には、レンジ形式の開示を行っている理由及び変動幅の上限及び下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について説明してください。 業績予想の開示ができない場合は、現時点では業績予想を開示できない合理的な理由並びに予想の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みについて記載してください。
定性的情報・財務諸表等 連結財務諸表 （１）連結貸借対照表～（４）連結キャッシュ・フロー計算書	
なお、様式については、前期・当期の比較形式（原則として前期分を左側に記載）で記載してください。また、主な項目の増減をあわせて記載してください。（連結株主資本等変動計算書は、前期・当期を縦に並べる形式で構いません。主な項目の増減は不要です。）	なお、開示様式については、連結財務諸表規則の様式に従い、前期と当期の比較形式で記載してください（増減は不要です。）
定性的情報・財務諸表等 連結財務諸表 （５）継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	
前期・当期の比較形式（原則として前期分を左側に記載）で記載してください。なお、前期及び当期のいずれにおいても該当しない場合には、表題を含めて記載は不要です。	該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。また、該当事項がない場合でも、表題を残した上で「該当事項なし」と記載してください。
定性的情報・財務諸表等 連結財務諸表 （８）連結財務諸表に関する注記事項 （別紙形式による開示）	
_____	・開示対象特別目的会社
定性的情報・財務諸表等 連結財務諸表 （８）連結財務諸表に関する注記事項 （開示の	

省略)	
別紙形式による開示のうち、リース取引、関連当事者との取引、税効果会計、有価証券、デリバティブ取引、退職給付、ストック・オプション等、企業結合等に関する注記事項については、	別紙形式による開示のうち、リース取引、関連当事者との取引、税効果会計、有価証券、デリバティブ取引、退職給付、ストック・オプション等、企業結合等、 <u>開示対象特別目的会社</u> に関する注記事項については、
定性的情報・財務諸表等 個別財務諸表 (1) 貸借対照表～(3) 株主資本等変動計算書 連結財務諸表作成会社のみ	
なお、様式については、 <u>前期・当期の比較形式(原則として前期分を左側に記載)で記載してください。また、主な項目の増減をあわせて記載してください。(株主資本等変動計算書は、前期・当期を縦に並べる形式で構いません。主な項目の増減は不要です。)</u>	なお、 <u>開示様式</u> については、 <u>財務諸表等規則の様式に従い、前期と当期の比較形式で記載してください(増減は不要です。)</u>
定性的情報・財務諸表等 個別財務諸表 (4) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況 連結財務諸表作成会社のみ	
<u>前期・当期の比較形式(原則として前期分を左側に記載)で記載してください。なお、前期及び当期のいずれにおいても該当しない場合には、表題を含めて記載は不要です。</u>	<u>該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。また、該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載してください。</u>
定性的情報・財務諸表等 その他 役員の異動 (記載の省略(開示時期))	
	<u>なお、この場合においても、表題は削除せず、開示内容が定まった時点で開示する旨を記載してください。</u> <u>決算短信において代表取締役の異動(代表権の異動を伴わない社長の交代を含む。)がはじめて開示される場合は、同日中に当該代表取締役の異動について別途開示してください。</u> <u>「役員の異動」において記載を省略した場合において、その後に定まった開示内容が代表取締役の異動(代表権の異動を伴わない社長の交代を含む。)に該当しない場合でも、「決算発表資料の追加」として開示する必要があります。</u>

【中間決算短信の改定】

新 TDnet の稼働(平成 20 年 7 月初旬予定)後においても、中間決算短信については、サマリー情報、財務諸表共に XBRL 化の対象とせず、自社の PC で サマリー情報、サマリー情報を含む開示資料全ページを PDF ファイルとして作成し、この PDF ファイルのみを TDnet に提出することとなります。

したがって、(財)財務会計基準機構会員マークの掲載方法について、新 TDnet の仕様に合わせ、中間決算短信の作成要領のうち、以下の部分について改定を行います(網掛けを施した部分が今回、訂正を行った部分です。)

サマリー情報 (連結財務諸表作成会社用・連結財務諸表非作成会社用 共通)

ヘッダー	
((財)財務会計基準機構会員マークの掲載)	1 ページ目の右上部分に、(財)財務会計基準機構の会員マークを掲載してください。 会員マークについては、(財)財務会計基準機構ホームページ(http://www.asb.or.jp/)から会員マークファイルをダウンロードし、添付してください。 なお、2 ページ目以降にも会員マークを掲載しても構いません。 (財)財務会計基準機構に加入していない上場会社は会員マークを掲載できません。名証では、上場会社に対して、会計基準を利用し資本市場に参加する関係者の一員として、(財)財務会計基準機構への加入を要請しています。まだ加入していない上場会社におかれては、至急加入をご検討ください。

以 上